

第4章 (E)データチップの貸与等

第1節 (E)データチップの貸与等

((E)データチップの貸与)

第19条 当社は、契約者へ(E)データチップを貸与します。この場合において、貸与する(E)データチップの数は、1の契約につき1とし、当社のサービスの種類等に基づき、当社が定めるものとします。

(契約者識別番号の登録等)

第20条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、(E)データチップについて、契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

(1) (E)データチップを貸与するとき。

(2) その他(E)データチップの貸与を受けている契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第10条（契約者識別番号）第3項の規定又は第54条（修理又は復旧）第3項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

((E)データチップの変更)

第21条 当社は、契約者の選択によりサービスの種類等を変更したときは、当社が貸与する(E)データチップを変更することがあります。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する(E)データチップを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

((E)データチップの返還)

第22条 (E)データチップの貸与を受けている契約者は、次のいずれかに該当する場合には、第19条（(E)データチップの貸与）の規定に基づいて貸与している(E)データチップを速やかに当社が指定するサービス取扱所に返還していただきます。

(1) そのソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約を解除し又は解除されたとき。

(2) その他(E)データチップを利用しなくなったとき。

第2節 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第23条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信回線設備を介して自営端末設備（移動無線装置にあつては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及びソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）を接続するときは、サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器、別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号の規定に基づき総務大臣が指定するものをいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。

- (2) その接続が別記 1 に規定する技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続が事業法施行規則第 31 条に規定する場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次のいずれかに該当する場合を除き、その接続が前項第 1 号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - (2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項に規定する場合に該当するとき。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても前各項の規定に準じて取り扱います。
- 6 契約者は、その契約者回線への自営端末設備の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第 24 条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別記 1 に規定する技術基準及び技術的条件に適合するかの検査を受けることを求めることがあります。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で規定する場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3 第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が端末設備等規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第 25 条 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、その自営端末設備について電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(自営端末設備の電波法に基づく検査)

第 26 条 前条に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。